

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課) ……
- 建築基準法による道路位置の指定(二件) ……
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………(環境局総務部環境政策課) ……

告示

● 東京都告示第千五百六十七号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日
 渋谷区渋谷四丁目二十番一、二十二 令和四年十一月
 番一、同番四の一部 同番六及び百二十九日
 三番一
 二 認定計画書の縦覧場所
 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

● 東京都告示第千五百六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和四年十一月二十四日	東久留米市野火止三丁目三百六十九番一、同番四及び同番八の各一部	延長 三四・九八 幅員 五・六七
			幅員 四・五〇 四・七一

● 東京都告示第千五百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のと

おり道路の位置を指定した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和四年十一月二十九日	狛江市和泉本町一丁目千六百八十三番五から同番八までの各一部	延長 〇・五一 幅員 一八・八七 四・〇〇 四・五〇

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 住所及び氏名
 許可を受けた者の
 住所及び氏名
 府中市浅間町四丁目二十四番
 西東京市東伏見三丁目六番
 十九号

タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

一 府中市北野二丁目五百六十七
 三鷹市牟礼五丁目一番三号

番四の一部、同番七、同番八
及び五百七十番六
丸栄建設株式会社
代表取締役 高橋 智之

小平市美園町三丁目三百八十
八番五から同番七まで
新宿区西新宿一丁目二十六
番二号
野村不動産株式会社
代表取締役 松尾 大作

東村山市富士見町四丁目九番
二十一、同番二十一地先、同
番三十四及び同番五十から同
番五十五まで
西東京市東伏見三丁目八番
十三号
ティーアラウンド株式会社
代表取締役 大橋 博範

三鷹市上連雀五丁目六百六十
七番二十五
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

東村山市秋津町四丁目四番一、
同番一地先、同番二、同番三
十四、同番三十五及び五番七
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見
を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、(仮称)今井
土地区画整理事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内
容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見
を聴く会を開催する。

令和四年十二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

令和五年一月十八日(水曜日)午後一時三十分開始

二 場所

青梅市今井市民センター二階 第二・第三会議室
青梅市今井二丁目九百八番地の一

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、
次のことを記載した公述申出書を令和四年十二月二十七
日(火曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は東京電
子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サ
ービス(以下「電子申請サービス」という。)により提
出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その
他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都
の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都
民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の
氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並
びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

(一) 持参又は郵送
東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担
当

(二) 郵便番号一六三〇〇一 新宿区西新宿二丁目八
番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(三) 電子申請サービス
入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。
ホームページアドレス
[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessmen
t/reading_guide/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessmen
t/reading_guide/index.html)

(四) 公述人の数は、二十五人程度とする。

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(一) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せん
により公述人を選定する。

(二) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容につ
いて、環境の保全の見地からの意見を述べるものとす
る。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携
帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一
時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催し
ない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四三九(直通)

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

